

## 東京都介護福祉士養成施設指定要領

3 福保生地第1480号

令和4年3月3日

(最終改正)

5 福祉生地第862号

令和6年1月29日

### 1 目的

この要領は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号に規定する養成施設（以下「養成施設」という。）の指定等について、法、社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和62年政令第402号。以下「法施行令」という。）、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）、社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則（昭和62年厚生省令第50号。以下「指定規則」という。）及び「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（平成20年3月6日付社援発第0328001号厚生労働省社会・援護局長通知）別添2「介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針」I（以下「指針」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、養成施設指定事務の円滑な執行を図ることを目的とする。

### 2 設置主体

設置主体は、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすること。

### 3 設置事業者が満たすべき要件

養成施設を設置する事業者は、指定規則第5条から第7条及び指針2及び6から11に定める要件を満たすものとする。なお、指定規則第5条第17項に定める「管理及び維持経営の方法が確実であること」とは、以下の事項を満たすものとする。

- (1) 養成施設の安定的、継続的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
- (2) 養成施設を適正かつ円滑に運営するために、必要な事務処理能力及び体制を整えていること。
- (3) 毎年度継続的に養成施設を運営できること。
- (4) その他、この要領に定める事項が遵守されること。

### 4 事業者指定の申請

- (1) 養成施設等の指定を受けようとする者（以下「新規申請者」という。）は、授業を開始しようとする日の1年前までに、「介護福祉士養成施設新規設置計画書」（別記様式1。以下「新規設置計画書」という。）に別表に記載する必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- (2) 都は、前項の規定により新規設置計画書の提出があった場合には、その内容を審

査し、新規申請者に対しヒアリングを行った上で、書面審査の可否について新規申請者へ通知する。

- (3) 新規設置計画書について可の書面審査通知を受けた新規申請者は、授業を開始しようとする日の6か月前までに、「介護福祉士養成施設新規指定申請書」(別記様式2。以下「新規指定申請書」という。)に別表に記載する必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- (4) 都は、前項の規定により新規指定申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、新規申請者に対し実地調査を行った上で、申請の可否を決定し、新規申請者へ通知する。

## 5 計画を伴う変更に係る申請

- (1) 養成施設の指定を受けている事業者(以下「指定事業者」という。)は、以下の事項について変更する場合は、学則を変更しようとする日の1年前までに、「介護福祉士養成施設変更計画書」(別記様式3。以下「変更計画書」という。)に別表に定める必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。
  - ア 修業年限
  - イ 養成課程
  - ウ 入所定員増
  - エ 学級数
- (2) 都は、前項の規定により変更計画書の提出があった場合には、その内容を審査し、必要に応じ指定事業者に対しヒアリングを行った上で、書面審査の可否について指定事業者へ通知する。
- (3) 変更計画書について可の書面審査通知を受けた指定事業者は、変更を行おうとする日の6か月前までに、「介護福祉士養成施設変更申請書」(別記様式4。以下「変更申請書」という。)に別表に定める必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。
- (4) 都は、前項の規定により変更申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、必要に応じ指定事業者に対し実地調査を行った上で、申請の可否を決定し、指定事業者へ通知する。

## 6 計画を伴わない変更に係る申請

- (1) 指定事業者は、以下の事項について変更する場合は、アについては変更を行おうとする日の3か月前まで、イについては変更を行おうとする日の6か月前までに、変更申請書に別表に定める必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。
  - ア 入所定員減
  - イ 校舎の各室の用途及び面積並びに建物の配置図及び平面図
- (2) 都は、前項の規定により変更申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、必要に応じ指定事業者に対し実地調査を行った上で、申請の可否を決定し、指定事業者へ通知する。

## 7 その他事項の変更に係る届出

指定事業者は、以下の事項について変更する場合は、変更を行った日から1か月以内に、「介護福祉士養成施設変更届出書」（別記様式5。以下「変更届出書」という。）に別表に定める必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。

- ア 設置者（法人）の名称及び主たる事務所の所在地
- イ 養成施設の名称
- ウ 養成施設の主たる所在地
- エ 養成施設長
- オ 学則（修業年限、養成課程、入所定員、学級数に関する事項を除く。）
- カ カリキュラム
- キ 専任教員及び教員要件のある科目を担当する教員
- ク 実習施設
- キ 実習指導者
- ク 実習計画

## 8 指定の取消

指定事業者は、法施行令第8条に定める指定の取消申請を行う場合、「介護福祉士養成施設指定取消申請書」（別記様式6）に別紙に定める必要書類を添付して、知事に提出しなければならない。

## 9 法施行令第5条に基づく報告

指定事業者は、法施行令第5条に定めのある報告について、別に定める期日までに、「介護福祉士養成施設等報告書」（別記様式7）を知事へ提出する。

## 10 事前相談

新規申請者が新規設置計画書又は変更計画書を提出する場合、都に対し事前に計画の概要について相談しなければならない。

また、都は必要に応じて、新規設置計画書または変更計画書の提出前に、新規申請者又は指定事業者に対し計画の概要に関する資料の提出を求めることができる。

## 11 申請の補正

知事は、4～9による提出書類の記載事項又はこれに関する必要書類が要件に適合しないときは、申請者に対し、相当の期間を定めて当該申請の補正を求めることができる。

## 12 養成施設に係る広告

養成施設に係る広告は、専修学校等認可権者に確認を行った上で、新規設置計画書又は変更計画書の提出以降行って差し支えない。

## 13 養成施設に係る生徒の募集

生徒の募集（募集要綱の配布や入所試験の実施等をいう。以下同じ。）は、専修学校等

認可権者に確認を行った上で、新規指定申請書又は変更申請書の提出以降行って差し支えない。ただし、生徒の募集にあたっては次の点に留意しなければならない。

- (1) 新規申請者又は指定事業者の責任において行うこと。
- (2) 指定等が確定したと誤解されるような表現は避けること。
- (3) 指定等の前に教育内容や教員等に関する情報を公表する場合にあつては、必ず予定である旨を明示すること。

また、指定事業者は、生徒の募集を停止することを決定した場合、募集停止の始期及び終期見込について、遅滞なく知事へ報告するとともに、募集を再開することを決定した場合も同様とする。

#### 1.4 調査及び指導

- (1) 知事は、新規申請者及び指定事業者に対して、4(4)、5(4)に規定するほか必要があると認めるときは、養成施設の設置及び運営等について、実地に調査を行うとともに、報告及びこれに係る書類の提出を求めることができる。
- (2) 知事は、養成施設の設置及び運営等に関して適当でないと認めるときは、新規申請者及び指定事業者に対して改善の指導を行うことができる。

#### 1.5 その他

- (1) 知事は、養成施設の指定について、他の道府県等に対し情報の提供その他必要な協力を求めることができる。
- (2) この要領に定めるもののほか、養成施設の指定等について必要な事項は、別に定める。

##### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

##### 附 則

この要領は、令和6年1月29日から適用する。